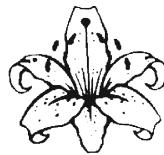


購読料

一箇月
二、九三〇円
（消費税・地方消費税・送料込み）
本号一部
三八〇円
（消費税及び地方消費税込み）

毎週火曜日及び金曜日発行

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和4年9月13日(火曜日)

定期 第342号

目次	ページ	
○告示		
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法の一部改正（環境農政・大気水質課）	471	一部を改正する規則（教委・教職員企画課）
保安林の指定（県西地域県政総合センター）	471	○選挙管理委員会告示
解除予定保安林に関する旨の通知（3件）（環境農政・水源環境保全課）	471	地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
○教育委員会規則		地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則（教委・行政課）	472	地方自治法等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1等の数
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の		
		○公告
		開発行為に関する工事の完了（平塚土木事務所）
		○入札公告
		落札者等の公告（環境農政・総務室）
		472

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL: <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第383号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法（令和3年神奈川県告示第472号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和4年9月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

2 試料の捕集方法の項中「100以上」を「50以上」に、「100の」を「50以上の」に改める。

4 位相差顕微鏡法の項及び6 位相差・偏光顕微鏡法の項中「0.65」を「0.75」に改める。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県環境農政局総務部水源環境保全課及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第384号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年9月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 保安林の所在場所

足柄上郡山北町皆瀬川字清水1,383、1,386の1から1,386の3まで、1,388、1,389

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

神奈川県告示第385号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつた。

令和4年9月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除予定保安林の所在場所

相模原市緑区若柳字鼠坂山1,628の30

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

神奈川県告示第386号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつた。

この公報は再生紙を使用しています

った。

令和4年9月13日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 解除予定保安林の所在場所

相模原市緑区若柳字鼠坂山1,628の31

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

3 解除の理由

道路用地とするため

神奈川県告示第387号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつた。

令和4年9月13日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 解除予定保安林の所在場所

相模原市緑区小原字長久保419の99・419の100（以上2筆について次の図の示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会規則

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月13日

神奈川県教育委員会

教育長 花田忠雄

神奈川県教育委員会規則第11号

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

（神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第1条 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和36年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

（総括校長）

第19条の2 教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができる。

2 総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命する。

3 総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）の校長と相互に協力し、次に掲げる職務を行う。

（1）教育課題に関する県立学校の校長への指導及び助言に関

すること。

（2）県立学校の校長の人材育成に関すること。

（3）教育施策の立案及び実施に向けた県立学校と教育局との調整に関すること。

4 前3項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第2条 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16条の2を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

（総括校長）

第16条の2 教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができる。

2 総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命する。

3 総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）の校長と相互に協力し、次に掲げる職務を行う。

（1）教育課題に関する県立学校の校長への指導及び助言に関すること。

（2）県立学校の校長の人材育成に関すること。

（3）教育施策の立案及び実施に向けた県立学校と教育局との調整に関すること。

4 前3項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則（平成20年神奈川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

（総括校長）

第18条の2 教育委員会が指定する学校に、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、総括校長を置くことができる。

2 総括校長は、校長のうちから、教育委員会が任命する。

3 総括校長は、校長の職務を行うほか、教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）の校長と相互に協力し、次に掲げる職務を行う。

（1）教育課題に関する県立学校の校長への指導及び助言に関すること。

（2）県立学校の校長の人材育成に関すること。

（3）教育施策の立案及び実施に向けた県立学校と教育局との調整に関すること。

4 前3項に定めるもののほか、総括校長に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改

正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 13 日

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

神奈川県教育委員会規則第12号

**教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則
の一部を改正する規則**

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和44年
神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律
(令和 4 年法律第40号。以下「令和 4 年改正法」という。) の施
行の際現に効力を有しない普通免許状（神奈川県教育委員会又
は神奈川県知事が授与したものに限り、免許法第10条第 1 項又
は第11条第 4 項により効力を失つたものを除く。以下「期限切
れ免許状」という。）と同種の免許状の授与を受けようとする場
合であつて、次の各号に定める書類の提出があるときは、前項
の規定にかかわらず、同項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 7 号及
び第 8 号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 期限切れ免許状の原本

(2) 期限切れ免許状が令和 4 年改正法附則第11条の規定による
改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正
する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 5 項の規定に
より失効した普通免許状の場合は、同条第 3 項に規定する修
了確認期限に同条第 2 項に規定する旧免許状所持現職教員で
あつたことを証明する書類

(3) 戸籍抄本

(4) 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証、旅券又は健
康保険証の写し

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 期限切れ免許状と同種の免許状の授与を受けようとする場合
であつて、第 2 条第 3 項各号に定める書類の提出があるときは、
前項の規定にかかわらず、同項第 1 号に掲げる書類の提出を省略
することができる。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 期限切れ免許状と同種の免許状の授与を受けようとする場合
であつて、第 2 条第 3 項各号に定める書類の提出があるときは、
前項の規定にかかわらず、同項第 9 号に掲げる書類の提出を省
略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1
項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数は、154,446
である。

令和 4 年 9 月 13 日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 服 部 圭 助

神奈川県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選
挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 4 年 9 月 13 日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 服 部 圭 助

選 挙 区 名	選挙区内において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
横 浜 市 鶴 見 区	79,918
同 神 奈 川 区	68,204
同 西 区	28,919
同 中 区	40,244
同 南 区	55,672
同 港 南 区	61,024
同 保 土 ケ 谷 区	57,542
同 旭 区	69,270
同 磯 子 区	46,563
同 金 沢 区	55,680
同 港 北 区	98,811
同 緑 区	50,263
同 青 葉 区	86,322
同 都 筑 区	58,004
同 戸 塚 区	78,431
同 栄 区	34,570
同 泉 区	42,935
同 瀬 谷 区	34,480
川 崎 市 川 崎 区	63,030
同 幸 区	46,974
同 中 原 区	72,279
同 高 津 区	64,021
同 宮 前 区	64,544
同 多 摩 区	61,247

同 麻 生 区	49,718
相模原市緑区	47,478
同 中 央 区	75,918
同 南 区	78,530
横須賀市	111,699
平塚市	71,965
鎌倉市	50,462
藤沢市	123,088
小田原市	53,622
茅ヶ崎市	68,877
逗子市・葉山町	26,038
三浦市	12,289
秦野市	45,040
厚木市	62,099
大和市	67,351
伊勢原市	28,001
海老名市	38,238
座間市	36,857
南足柄市・足柄上	30,244
綾瀬市	22,630
寒川町	13,573
大磯町・二宮町	17,482
足柄下	12,447
愛川町・清川村	11,508

神奈川県選挙管理委員会
委員長 服部圭助

公 告

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年9月13日

神奈川県平塚土木事務所長 藤崎伸二郎

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市下落合字堤下541の1ほか2筆の各一部及び541の3ほか10筆
開発区域の面積	1,113.19平方メートル
開発許可を受けた者の住所	相模原市中央区富士見2-8の8
開発許可を受けた者の氏名	住宅情報館株式会社 代表取締役 黒羽秀朗
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和4年2月22日 神奈川県指令平土第610064号 (令和4年7月7日 神奈川県指令平土第610024号)

入札公告

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和4年9月13日

神奈川県知事 黒岩祐治

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)神奈川県森林クラウドシステム構築業務委託 (2)神奈川県環境農政局総務室 横浜市中区日本大通1 (3)令和4年6月14日 (4)応用地質株式会社横浜営業所 横浜市港北区新横浜2-12の12 (5)33,550,000円 (6)一般競争入札 (7)令和4年4月26日

神奈川県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、1,065,282である。

令和4年9月13日